

修繕仕様書

1 修繕名称 既存照明器具LED化修繕

2 修繕対象箇所

秋田県農業試験場本館 大会議室・中会議室
〃 別館 講堂

3 修繕概要

照明器具については蛍光灯の製造・輸出入の規制が始まっている。

当該照明器具については設置後20年以上経過しており、安全性確保とピーク電力抑制のため改修するものである。

- (1) 対象照明器具・安定器の取り替え
- (2) 配線作業
- (3) 修繕後動作確認

4 機器の数量及び仕様

設計書(金抜き)のとおり

5 特記事項

- (1) 対象照明設備の点灯を確認したうえで完了とする。
- (2) 修繕のため交換等に伴い取り外された部品等については、当該担当者の指示に従い、適正に処分すること。
- (3) 修繕を実施するにあたり必要となった軽微な点検整備等は、請負金額の範囲内で行うこと。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、当該担当者と協議し、その指示に従うものとする。

5 履行期限

令和8年12月21日

6 担当

秋田県秋田市雄和相川字源八沢34番地1
秋田県農業試験場 総務管理室 管理チーム
電話 018-881-3328